

国民健康保険の手続きはお早めに

就職や退職などで、国民健康保険(国保)から他の医療保険(健康保険、共済組合など)へ、また、他の医療保険から国保へ変わる場合には、国保への届け出が必要です。保険証を確認し、14日以内に手続きをしてください。

届け出が遅れると

国保税は、職場の医療保険から抜けた日(国保へ加入した日)から納めなければなりませんので、届け出が遅れると一度に多額の国保税を納めることとなります。保険証がない間の医療費は、全額自己負担となりますが、申請をすれば保険給付が受けられます。

6月までは仮算定

4月から6月(1期〜3期)ま

での国保税は、前年度の課税額を参考に算定しています。

7月に年税額を計算し、6月までの税額を差し引いた残りを7月から翌年3月(4期〜12期)に納付していただきます。

学生用の保険証

本市以外に住所を定める学生のために、学生用の保険証を交付していますので、該当する人は、申請してください。

すでに学生用の保険証を持っている人も、毎年4月に更新手続きが必要になりますので、期日までに手続きをしてください。また、学生でなくなった場合は、速やかに届け出をしてください。

退職者医療制度

退職して国保に加入し、厚生年金などを受給している人とその家族は「退職者医療制度」で診療が受けられます。これは、65歳になる月の月末まで適用されます。

年金受給権を取得した日から適用資格が発生しますので、該当の有無を確認し、年金証書や年金裁定通知書などの書類を受け取ってから14日以内に手続きをしてください。

問い合わせ 市民課国保係 ☎内線3134、白沢町総務課市民生活係 ☎内線32、利根町総務課市民生活係 ☎内線24

こんなときは必ず14日以内に届け出を

	届け出が必要なとき	手続きに必要なもの
国保に加入するとき	他の市町村から転入してきた	印鑑、転出証明書
	職場の健康保険をやめた、またはその扶養家族でなくなった	印鑑、社会保険離脱証明書
	子どもが生まれた	印鑑、母子健康手帳
	生活保護を受けなくなった	印鑑、保護廃止決定通知書
	1年以上の在留資格がある人で、外国人登録を行った	印鑑、外国人登録証明書、パスポート
国保をやめるとき	他の市町村に転出する	印鑑、世帯全員の保険証
	職場の健康保険に加入した、またはその扶養家族になった	印鑑、国民健康保険証、加入した職場の保険証
	死亡した	印鑑、保険証
	生活保護を受けようになった	印鑑、保険証、保護開始決定通知書
その他	外国人の加入資格が無くなった	印鑑、保険証、外国人登録証明書
	退職者医療制度に該当した	印鑑、保険証、年金証書
	住所、世帯主、氏名などを変更した	印鑑、世帯全員の保険証
	修学のため別に住所を定める	印鑑、保険証、在学証明書
	保険証を紛失、または破損した	印鑑、身分を証明するもの、破損した保険証

※制度の改正などにより、内容が変更になることがあります

高額な外来診療を受ける皆さんへ

4月1日から「認定証」などを提示すれば窓口での支払いが一定の金額にとどめられます

4月1日から、高額な外来診療を受けたときは、入院した場合と同じく1カ月間の同一医療機関などでの支払いを自己負担限度額までにとどめることができます。

これまでは1カ月間の同一医療機関などでの負担が自己負担限度額以上になった場合でも、いったんその額を支払っていただき、後で医療保険者から高額療養費として返金されていましたが、4月1日からは、医療機関などに「認定証」(限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証)を提示すると外来診療の場合でも、限度額を超える分を支払う必要がなくなります。保険薬局や指定訪問看護事業者も同じです。

- 認定証(限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証)が必要な人は、申請をしてください
- 国民健康保険の人は、国保税に未納があると受け付けできません
- すでに認定証(限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証)を持っている人は、引き続き使用できます

問い合わせ 国民健康保険加入者 市民課国保係 ☎内線3134へ
後期高齢者医療制度加入者 市民課国保係 ☎内線3132、または県後期高齢者医療広域連合 ☎027(256)7171へ

限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証の申請について

高額な外来診療受診者	事前の手続き	病院・薬局などで提示するもの	
国民健康保険	70歳未満	市民課国保係、または白沢町・利根町総務課市民生活係に「認定証」の交付を申請してください	限度額適用認定証、または限度額適用・標準負担額減額認定証
	70歳以上	住民税課税	「高齢受給者証」を医療機関に提示するだけで、自己負担限度額までの支払いとなるため、「認定証」の申請は必要ありません
住民税非課税		市民課国保係、または白沢町・利根町総務課市民生活係に「認定証」の交付を申請してください	限度額適用・標準負担額減額認定証
後期高齢者医療制度	住民税課税	「後期高齢者医療被保険者証」を医療機関に提示するだけで、自己負担限度額までの支払いとなるため、「認定証」の申請は必要ありません	
	住民税非課税	市民課国保係、または白沢町・利根町総務課市民生活係に「認定証」の交付を申請してください	限度額適用・標準負担額減額認定証

年金の窓口からお知らせ



公的年金は世代と世代の支え合いです

公的年金は、年をとったとき、または病気やけがで障害が残るなど万が一のときのために、みんなが加入して保険料を出し合うことにより、経済的に支え合う制度です。

また、働く世代が納める保険料が高齢者の生活を支える「世代と世代の支え合い」の仕組みで成り立っています。

公的年金制度は、少子高齢化の進行や予測できない経済の変動にも対応できるので、将来にわたり同じ価値の年金を受けることができます。

自分や家族の将来のために公的年金がどんなに大切なものかもう一度考えてみませんか。

もし、あなたが公的年金制度に加入していなかったり、保険料を納めていなかったら、加入して忘れずに保険料を納めましょう。

学生納付特例制度 学生は承認を受けると保険料の納付が猶予されます

日本に住む20歳以上60歳未満の人は、全員が国民年金に加入しなければなりません。収入が一定額以下の学生は、申請して承認を受けると、学生期間中の保険料の納付が猶予されます。

保険料の納付猶予を受けている期間に事故などで障害を負った場合は、障害基礎年金を受けられる場合があります。猶予を受けた期間は、年金を受けるための資格期間に算入されませんが、老齢基礎年金には反映されません。満額の老齢基礎年金を受けるには、10年以内に保険料を納める必要があります。

本市に住所がある学生で、学生納付特例制度の申請をする人は、市民課戸籍年金係、または白沢町・利根町総務課市民生活係で手続きをしてください。

前年度、この制度の承認を受けている学生で、今年度もこの制度を受けたい人は、毎年申請手続きをしてください。

問い合わせ 渋川年金事務所 ☎0279-1607へ